消費者庁長官 板東久美子様 消費者委員会委員長 河上正二様

食品表示についての要請

消費者の立場に立って、日々消費者行政に尽力されていることに敬意を表します。 さて、消費者団体は長らく食品表示において以下の2点の実現を一貫して要請してま いりました。

- 1、 食用油への遺伝子組み換え表示
- 2、 食用油はじめ原料原産地表示の拡充

しかし、上記 2 点は食品表示一元化においても検討から外され今日に至っています。 輸入農産物のうち最も多い作物は油糧・飼料用作物です。大豆、トウモロコシ、ナタ ネ、綿実などですが、それらはどれも 9 0 %前後が遺伝子組み換えとなっています。 食用油の原料はほぼ遺伝子組み換えであるのに、その表示がないため、消費者は知ら ずに買うという状態に放置されています。E U のように原料が遺伝子組み換え混入が 0.9%以上のものは(油を含む)食品すべてに、種子、飼料にまで表示を義務付けて います。

世界最大の遺伝子組み換え作物輸入国である日本は、消費者の選択権を奪って目隠しをした状態で知らずに食べさせていると言えます。流通量が大きいのですから優先順位は高いものです。GM表示の実現を強く要請致します。

同様に原料原産地表示もされるべきです。

食用油の表示は現在以下のように首をかしげたくなる表記がされています。

名称:食用ナタネ油 原材料:食用ナタネ油

原材料名は正しくは原料農作物と産地表示がされるべきです。加えてその作物が遺伝子組み換えならその表示が必要です。

3. ブレンド米の中止を

次に、関税の引き下げ等によってこれまで以上に輸入食料が増大するなかで、一層食品の安全性、透明性を担保することが消費者の安全・安心を守るために求められます。 特に懸念されるのは、ブレンド米の不透明さです。

ブレンド米は産地と割合表示が義務ですが、その表示の正しさを担保するのは困難と 思われます。輸入米、古米、くず米が混米され、「割合」表示の真偽は確認できない ものであり、産地偽装は連綿と続いています。ブラックボックスであるブレンド米。 主食であるコメが表示制度における最大の欠陥表示に置かれたままにあります。

米の流通はブレンドを禁止して、単一原料米でのみ流通するよう改めて下さい。

消費者が不利益を被るばかりで米流通業者の不当な利益の温床にしてはならないでしょう。

4. 成分調整牛乳は「牛乳」と表示させてはいけない

かつては「牛乳」とは成分無調整が定義でした。足しても引いてもいけない、搾ったものを加熱殺菌しただけのものということでした。しかし、平成25年3月の乳等省令で牛乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去した「成分調整牛乳」を認めたのです。乳業メーカーに配慮した措置と言えます。

店頭では、「成分調整牛乳」をほとんどの消費者は気がつかないでこれまでの 牛乳(無調整)と思って購入しています。なぜなら「成分調整牛乳」の文字は「成分 無調整牛乳」とそっくりの大きさの文字であり、パッケージも同じ形態だからです。 値段的には10円から20円くらい安いため、少し安い牛乳という認識でしょう。 乳業メーカーの都合優先であり、消費者の誤解を利用するような問題の表示です。 成分の一部を除去した乳には「牛乳」表示を禁止するよう、改めてください。

以上4点の表示制度の見直しを早急に取り組まれますよう、強く要請致します。

NPO法人日本有機農業研究会 有限会社影山製油所 食政策センター・ビジョン21

連絡先 〒227-0046 横浜市青葉区たちばな台 1-14-39 ビジョン 2 1 事務局 電話 045-962-4958 ビジョン 2 1 (安田節子)